

第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）新旧対照表

参考資料3

新	旧	備考
<p>第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）</p> <p><u>（改定 平成29年 月 日）</u></p> <p>計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日</p> <p>平成29年4月</p> <p>千葉県</p> <p>目次～6（3）②ア（略）</p> <p>イ 狩猟</p> <p>狩猟は、野生鳥獣の捕獲の重要な手段であるため、狩猟によるイノシシの捕獲を推進する。</p> <p>全捕獲数のうち狩猟による捕獲の割合は1割に満たない程度であり、他都道府県と比較しても捕獲数が少ないことから、一層の狩猟捕獲の増加を図るべく、狩猟免許取得者、特に捕獲割合の高いわな猟免許所持者の確保に努める。また、狩猟期に有害鳥獣を捕獲した成績優秀者を表彰することにより、狩猟者の捕獲意欲を高めるように努める。</p> <p>狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化など、事故防止のための対策を行う。</p> <p><u>また、狩猟による捕獲を促進するため、法第14条第3項に基づき、輪の直径が15cm以下の足くくりわなによる狩猟を認めることとする。</u></p> <p>6（3）②ウ～8（2）（略）</p>	<p>第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）</p> <p>計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日</p> <p>平成29年4月</p> <p>千葉県</p> <p>目次～6（3）②ア（略）</p> <p>イ 狩猟</p> <p>狩猟は、野生鳥獣の捕獲の重要な手段であるため、狩猟によるイノシシの捕獲を推進する。</p> <p>全捕獲数のうち狩猟による捕獲の割合は1割に満たない程度であり、他都道府県と比較しても捕獲数が少ないことから、一層の狩猟捕獲の増加を図るべく、狩猟免許取得者、特に捕獲割合の高いわな猟免許所持者の確保に努める。また、狩猟期に有害鳥獣を捕獲した成績優秀者を表彰することにより、狩猟者の捕獲意欲を高めるように努める。</p> <p>狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化など、事故防止のための対策を行う。</p> <p><u>なお、狩猟による捕獲を促進するため、法第14条第3項に基づき、輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の制限の解除・緩和について検討を行う。</u></p> <p>6（3）②ウ～8（2）（略）</p>	<p>改定日の追加</p> <p>内容の変更</p>